

音楽アウトリーチ事業に関する事務手続について

音楽アウトリーチ事業に関する事務手続については、下記のとおり対応をお願いします。

1 事業実施

共催申請書に基づき事業を実施してください。

2 変更及び中止

やむを得ない事由により事業内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに「音楽アウトリーチ変更（中止）協議書（様式1）」をみやぎ県民文化創造の祭典実行委員会（以下「実行委員会」という。）に協議し、承認を受けてから実施してください。日時等の軽微な変更については、協議不要です。

3 実施一覧表について

視察に伺う場合がありますので、実施月日・時間・場所・担当者について、事業実施の2週間前までに「実施一覧表」（任意様式）を実行委員会に提出してください。

4 実績報告

事業終了日から1か月以内に、「音楽アウトリーチ事業実施報告書（様式2）」及び「音楽アウトリーチ収支決算書（様式3）」、収入及び支出に係る証拠書類（領収書（写）等）を添えて実行委員会に提出してください。

5 共催負担金額の確定及び請求

実行委員会は、報告書等の内容を審査し、適切であると認めるときは、共催負担金の額を確定し、通知します。市町村等は、実行委員会から共催負担金の額の確定通知を受けた後速やかに書面により共催負担金を実行委員会に請求してください。

6 共催負担金の支払い

実行委員会は、共催負担金請求書を受理した日から起算して30日以内に請求額を市町村等の指定する口座に支払います。

なお、実行委員会が必要と認める場合には、概算払いが可能です。

7 その他

事務手続について市町村等に必要な書類の提出を求めることがあります。

※各様式を（公財）宮城県文化振興財団ホームページに掲載しています。

<http://miyagi-hall.jp/foundation/archives/1316>